

現 場 説 明 書

- 1 業務番号 7-県営維-02 /
- 2 業務名 県営(栗原・大崎・登米地区)住宅給水施設保守点検業務委託
- 3 業務場所 栗原市築館木戸7番8 他県営住宅
- 4 現場説明事項
- 業務委託期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
- 業務内容
- ・本業務は、別表の住宅の給水施設を別添仕様書に基づき月2回点検調整を行うと共に、24時間の緊急修繕対応を実施するもの。
 - ・県営築館萩沢住宅内公園の草刈業務を年2回実施するもの。
- 業務仕様 本業務は、給水施設保守点検業務仕様書による他、建築保全業務共通仕様書令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
- 支払方法 四半期毎7・10・1・4月の末日の年4回で支払う。
金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払時に処理する。
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
- 5 質疑・回答
- 質疑 令和7年 2月25日(火) 11時までに書面にて提出のこと。
- 回答 令和7年 2月26日(水) 11時までにURLページ上にて回答する。
- ※担当 : 宮城県住宅供給公社 総務課経営戦略班
TEL:022-261-6163 MAIL:keiei@miyagi-jk.or.jp
FAX:022-261-0831
- 6 その他 詳細は別紙仕様書による。





給水施設保守点検業務仕様書

業務番号 7-県営維-02
 業務名 県営(栗原・大崎・登米地区)住宅給水施設保守点検管理業務委託
 業務場所 栗原市築館木戸7番8 他県営住宅
 業務期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで (通年24時間)

- 重要事項
- ①本業務は給水施設の月2回の保守点検(項目は実施仕様書)、緊急修繕対応、および年2回の草刈業務とする。
 - ②給水施設等の設備異常が発生した場合は通年24時間の緊急修繕対応を実施(下記2者からの依頼すべてに対応)することとし対応出来る緊急体制を整備し、委託契約締結後速やかに緊急修繕対応計画書を作成し公社に提出する。緊急修繕対応にかかる費用は別途支払う。
 - ・緊急修繕依頼者(通年24時間において現場緊急出動の要請を電話でするもの)
 - 1.宮城県住宅供給公社 2.時間外修繕受付業務受託者:総合警備保障(株)
 - ③現場代理人は1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者とし、緊急修繕対応者は3名以上を届け出る。いずれも携帯電話の不通・着信拒否及び現場出動の拒否は出来ないものとする。
 - ④緊急修繕対応担当者および給水施設点検者の健康診断、その他衛生措置については法令の定めるところにより行い半年に一度全員の腸内細菌検査書A項目を提出すること。

※ 緊急修繕対応とは、故障・破損・事故・災害等を含む(災害時は、対応する人員の人命を最優先とする)

表紙	1
給水施設管理業務実施仕様書	1
給水施設管理業務実施住宅一覧表	1
給水施設保守点検項目表	1
草刈業務実施仕様書	1
草刈対象案内図	1
計	6 枚

宮城県住宅供給公社 住宅管理部 保全課			
保全課長	課長補佐	班長	担当
			

実施仕様書(一般仕様)

下記事項はすべて本業務に含むものとする。

(1) 給水ポンプ制御盤の点検、調整

- ・ 制御盤が壁や床にしっかり固定されているか点検し調整する。
- ・ 制御盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検し調整する。
- ・ 雨水侵入、結露等の有無を点検し調整する。
- ・ 制御盤内の母線、分岐部、盤内配線等の異音や異臭、変色及び加熱の有無を点検し調整する。
- ・ 端子台の異臭、変色及びゆるみ等を点検し調整する。
- ・ テストボタン(漏電遮断機等)による作動確認を行う。
- ・ 単位装置ごとに手動又は試験運転を行い、運転電流を確認する。
- ・ 自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。
- ・ 電磁開閉器の接点の劣化の有無を確認する。
- ・ 表示ランプの点灯の良否を点検調整する。
- ・ インバータ用平滑コンデンサの液漏れや安全弁動作及びふくらみの有無を確認する。
- ・ 換気扇の回転状態、異音等の有無を点検調整する。
- ・ 電灯及び動力回路の絶縁抵抗測定を行い電灯 0.1Ω ・動力 $0.2M\Omega$ 以上であることを確認する。

(2) 給水ポンプの点検、調整

- ・ 固定金具の劣化、固定ボルト、防振材、ストッパーのゆるみ等を点検し調整する。
- ・ 各種給水ポンプの潤滑油の量及び油の汚れの程度を確認し補充する。
- ・ 軸受けの芯ずれ及び加熱、漏水の有無を点検し調整する。
- ・ 運転電流が定格値以下にあることの確認およびポンプの吐き出し圧力を確認する。
- ・ 運転中のポンプのエア抜きコックを開いて空気の混入の有無を点検し空気のある場合は完全に抜いておく。
- ・ 電動機の腐食、破損等を点検し円滑に回転していることを確認する。
- ・ 電動機の絶縁抵抗を測定し、その値が $0.2M\Omega$ 以上であることを確認する。
- ・ フート弁や逆止弁及び止水栓の開閉状態や水撃作用の良否を点検調整する。
- ・ 圧力計や連成計の破損の有無を確認する。

(3) 受水槽、高置水槽の点検、調整

- ・ 基礎の亀裂、沈下等の異常の有無を確認する。槽の架台の錆や腐食、たわみ等の有無を確認する。
- ・ 固定金具の劣化、固定ボルトのゆるみ等の点検調整を行う。
- ・ 水槽本体からの漏水及び外面の汚損や破損の有無を確認する。
- ・ マンホールの開閉状態、パッキンの有無及び施錠の良否を確認する。
- ・ 電極棒、ボールタップ及び定水位弁の作動を確認し腐食及び水漏れ、水撃作用の有無を確認する。
- ・ 止水栓及び逆止弁等の作動状況の良否を点検する。
- ・ 付属配管等の変形や腐食及び保温状態の良否を確認する。
- ・ 防虫網の目詰まり及び腐食、破損等の有無を確認し破損の場合は網を被せる等補修すること。

(4) 凍結防止ヒーター電源の入切

- ・ 冬季期間は給水施設内(住棟共用管舎)の凍結防止ヒーターコンセントの抜き・差しを行う。(期日は公社指示)

(5) 地震時の点検の出動

管理業務担当住宅で震度5弱以上の地震発生の場合は、直ちに緊急点検を実施し早急に報告をする。

(6) 給水施設の清掃・草刈り

給水施設の周囲及びポンプ室内の清掃を毎回行う。草刈り、除草は年2回行うものとし除草剤は使用しない。

なお、草刈り作業は写真提出とする。草は場外搬出処分とする。

(7) 水質の測定

- ・ 測定は給水施設ごとに行い項目は別途様式1による。採水住戸は毎回変えること。

(8) 給水施設の小修理

- ・ ポンプ及び制御盤の軽微な故障(パッキン・球取替等)が発生した場合は、臨機の措置を行う。

(9) 報告書の提出

- ・ 給水施設委託管理月報(別途様式1)を作成し毎月1度公社に提出する。
- ・ 点検項目表の内容は毎回実施するが、18～24番 41・42番 45～50番は年2回(6月・12月)写真を提出する。

草刈実施仕様書

(1) 対象箇所

県営築館萩沢住宅内公園
宮城県栗原市築館木戸7-8

(2) 草刈時期・範囲

- ・ 実施回数は2回/年とする。
- ・ 実施時期については、1回目6～7月頃、2回目は9～10月頃とする。具体的な時期については、監督職員監督員と打合せ、実施するものとする。
- ・ 実施範囲は別紙1の施工範囲とする。

(3) 草刈実施概要

- ・ 区域内に繁茂している笹・雑草・蔓茎類等を地際から刈払うこと。樹木の枝払い剪定は本業務に含まない。
- ・ 刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・ 区域内の施設、境界標及び立木等を切損しないよう細心の注意を払うこと。
- ・ 機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うなど対策を行うこと。
- ・ 本業務実施に当たり、周辺の民家、道路、建築物、工作物等を滅失又は毀損等による、第三者へ損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとする。
- ・ 刈払物が区域外へ飛散しないよう注意すること。

(4) 後片づけ・廃棄物について

- ・ 作業の終了後以下に留意し速やかに現場の後片づけをし、清掃を行うこと。
- ・ 本業務で発生した草木等廃棄物については、受託者の責任において一般廃棄物処理業者にて速やかに適正処分すること。

(5) 地元住民への対応

- ・ 業務に関し、地元住民からの要望及び苦情など、並びに交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅延なく報告すること。

(6) 報告書の提出

- ・ 1回目、2回目の作業共に、草刈業務完了後公社に作業記録写真を提出すること。
- ・ 上記記録写真については業務の内容が確認できる写真を、作業の前後同一の場所から複数撮影すること。

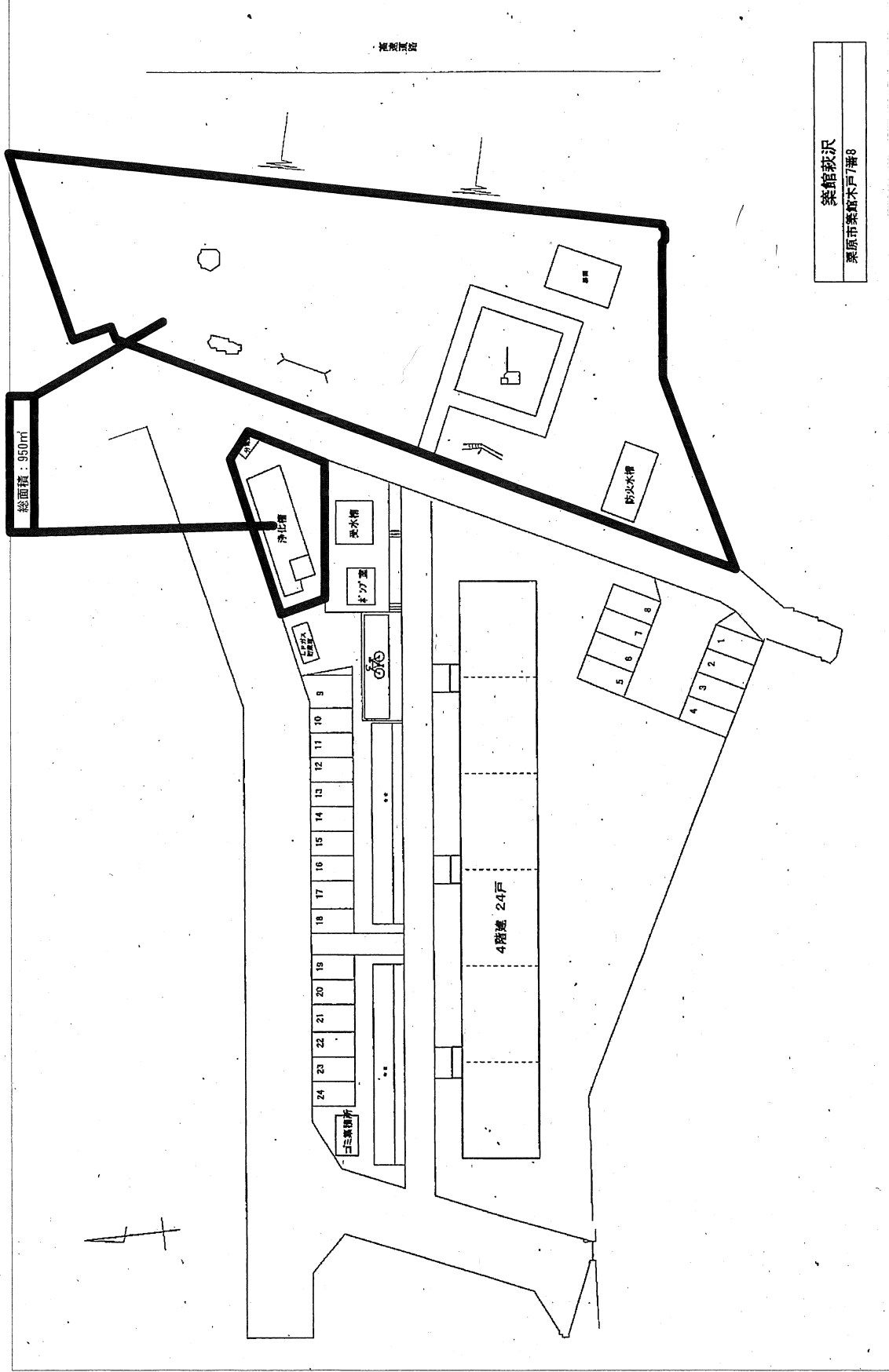
別表
実施住宅一覧表

給水点検

区分	住宅名	住所	供給号楼	受水槽		揚水ポンプ 数量	圧送ポンプ 数量	高置水槽		摘要
				数量	容量m ³			数量	容量m ³	
1	築館菰沢	栗原市築館木戸7-8	1	1	16	2	-	1	3.4	月2回の保守点検
2	築館久伝	栗原市築館字久伝32-9	1	1	15	-	2	-	-	月2回の保守点検
3	迫菰洗	登米市迫町佐沼字江合三丁目19-1	1	1	25	2	-	1	4	月2回の保守点検
			2	-	-	2	-	-	-	月2回の保守点検
4	若柳川南	栗原市若柳字川南堤通6-3	1	1	22.5	-	2	-	-	月2回の保守点検
5	古川季埜	大崎市旭三丁目1番	1~3	1	90	-	2	-	-	月2回の保守点検
	合計			5		4	8	2		

草刈業務

区分	住宅名	住所	受水槽		揚水ポンプ 数量	圧送ポンプ 数量	高置水槽		摘要
			数量	容量m ³			数量	容量m ³	
1	築館菰沢	栗原市築館木戸7-8	1	950	-	-	-	-	年2回の草刈業務(植栽剪定は含まない)



築館被沢
栗原市築館本戸7番8

宮城県住宅供給公社 1 級建築士第29434号 早坂 実	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第20410195号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0005 FAX 022-262-0339	設計年月日	図面名称 葺川業務作業対象図	図面 No
		工事名称	Scale	全葉

住 宅 名		様式 1								
点 検 月 日		令 和 年 月 日			曜 日		天 候			
点 検 項 目				良 否	点 検 項 目				良 否	
ポ ン	1	軸受油脱水補充 (2・3か月に一度)			動 力 盤	25	ブレーカー、ヒューズ状態確認			
	2	グラウンドの調整				26	表示ランプ (テストボタンによる点灯確認)			
	3	グラウンドのガタ及び加熱				27	配線、絶縁 (測定器による確認)			
	4	カップリングボルト状態				28	計器類状態確認			
	5	運転中の音響、振動 (手動運転による)				29	リレー状態確認			
	6	圧力計	—	Mpa	受 水 槽	30	電極棒状態確認 (脱落・腐食)			
	7	圧力計	—	Mpa		31	オーバーフロー			
	8	圧力計	—	Mpa		32	FM弁、ボールタップ (手動確認)			
	9	圧力計	—	Mpa		33	水槽の漏水			
	10	圧力計	—	Mpa		34	通気管、オーバーフロー防虫網 (破損)			
	11	圧力計	—	Mpa		35	保温状態 (ヒーター含む)			
プ	12	Pコックエア抜き確認			高 置 水 槽	36	電極棒			
	13	フット弁、逆止弁 (運転停止による)				37	オーバーフロー、ドレンバルブ			
	14	スルース弁状態確認				38	水槽の漏水			
	15	保温状態 (ヒーター線作動確認)				39	通気管、オーバーフロー防虫網 (破損)			
	16	各部パッキンの傷、漏水				40	保温状態 (ヒーター線作動確認)			
モ タ 	17	軸受ベアリングガタ及び加熱			そ の 他	41	残留塩素 (末端住戸)	mg/l		
	18	運転電圧	—	V		V	42	水素イオン濃度	—	ph
	19	運転電流	—	A		A	43	量水器—親メーター読み取り値		
	20	運転電流	—	A		A	44	給水施設内の清掃実施		
	21	運転電流	—	A		A	45	動力メーター (200V)		KW
	22	運転電流	—	A		A	46	電灯メーター (100V)		KW
	23	運転電流	—	A		A	47	モーター絶縁 (6月)		MΩ
	24	運転電流	—	A		A	48	モーター絶縁 (12月)		MΩ
					49	電灯絶縁 (6月)		MΩ		
					50	電灯絶縁 (12月)		MΩ		
良……………○ 不良……………× その他……………—										
備 考	※ 電圧計及び電流計は定格値と実測値を記入する。									
	※ 18~24, 41・42, 45~50番は年2回 (6・12月) 実施、写真を提出とする。									